

土地の形質の変更の届出書 作成の手引き

令和4年7月

問合せ・提出先

仙台市環境局環境部 環境対策課

〒980-8671

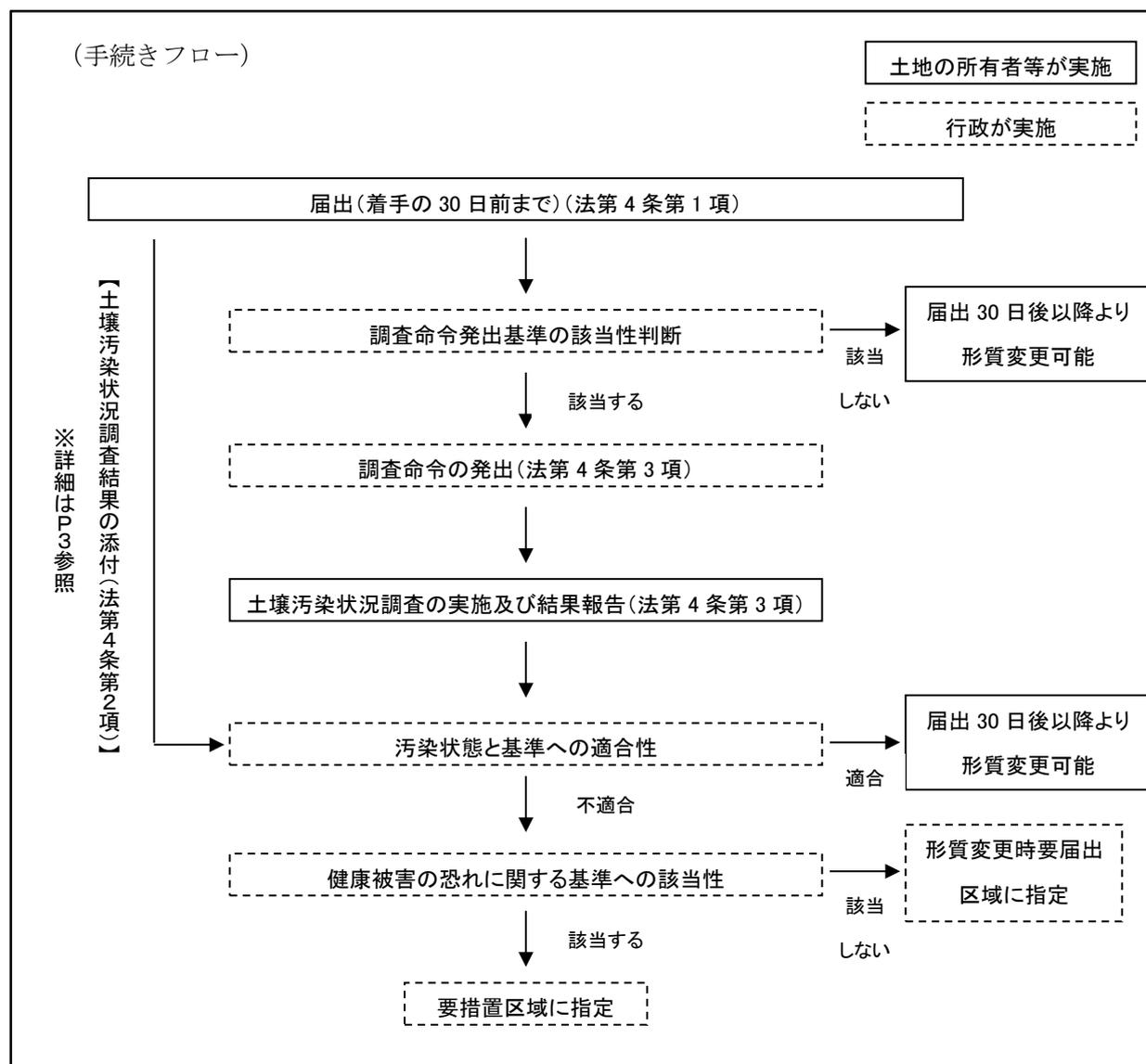
仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

TEL : 022-214-8223 (直通) FAX : 022-214-0580

1.1 土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出について

土壤汚染対策法（以下法）は平成15年2月15日に施行され、平成22年4月1日の改正で一定規模以上の土地の形質の変更の届出が義務付けられました。仙台市内で対象となる行為を行う場合、土地の形質変更着手の30日前までに仙台市長あてに届出が必要です。届出された土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合、仙台市長が土地の所有者等に対し土壤汚染調査の実施及びその結果の報告を命じることがあります。

なお、平成30年4月1日の改正で、土壤汚染状況調査の結果を添付することで調査命令の対象外となる規定が追加（手続きフロー、P4参照）、平成31年4月1日の改正で現に有害物質使用特定施設が設置されている工場もしくは事業場で行う土地の形質の変更も対象となる規定が追加されました。



1.2 届出の対象となる行為について

仙台市内で以下のいずれかの規模以上の土地の形質の変更をしようとする場合、届出の対象となります。

- ①現に有害物質使用特定施設が設置されている工場もしくは事業場の土地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場もしくは事業場の土地（ただし書の確認を受けた土地を除く）で形質変更を行う場合 ⇒ 900m²以上
- ②それ以外の土地で形質変更を行う場合 ⇒ 3,000m²以上

- ・土地の形質の変更とは土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削と盛土がその行為に該当します。
- ・形質変更の面積の合計については、同一の敷地に存在していなくても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか、個別の行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断します。面積を合計して3,000m²以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為として当該届出の対象となります。
- ・以下に示す行為は届出が不要です。
 - ①ただし書の確認に係る土地で行われる形質変更（別途法第3条第7項の届出が必要です。詳細はP5の2.1～をご確認ください）。
 - ②土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満であり、かつ土壌を形質変更の対象となる土地の区域外に搬出せず、かつ土壌の飛散又は流出を伴わないもの。
 - ③通常の農業の行為であって、形質の変更の対象となる土地の区域外への土壌の搬出を伴わないもの。
 - ④林業の作業路網の整備であって、形質の変更の対象となる土地の区域外への土壌の搬出を伴わないもの。
 - ⑤鉱山関係の土地において行われる形質変更。
 - ⑥非常災害のために必要な応急措置として行う行為。
 - ⑦市長が汚染のおそれなし又は全ての特定有害物質の種類について基準適合を認め指定した土地において行われる形質変更。

1.3 届出義務者について

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者となります。

- ・法人ではその代表者が該当します（例：代表取締役や会社法第10条の「支配人」として登記されている者等）。
- ・土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当し、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当するものと考えられます。

1.4 届出の時期について

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行う必要があります。

- ・「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含まれません。
- ・民法第140条の規定に基づき、届出日（初日）は不算入となります（例：5月20日着手の場合、4月19日までに届出）。30日は届出内容について審査し、調査命令発出等判断に必要な法定の期間であるため、余裕をもってこれより前に届出することが可能です。

1.5 土地の形質の変更の届出に併せて行う土壤汚染状況調査結果の提出（任意）

平成30年4月1日の改正で土地の形質の変更を行う者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状態について、あらかじめ指定調査機関に調査させて、土地の形質の変更の届出に併せてその結果を仙台市長に提出することができるようになりました（法第4条第2項）。

本規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果を提出した場合には、法第4条第3項の土壤汚染状況調査の結果の報告の命令の対象とならないことから、調査命令手続や調査の期間が不要となり、届出から着工までの期間が短縮できます（P2 手続きフロー参照。ただし、土壤汚染状況調査の方法や結果に不備がある場合や、土地の形質の変更に着手する時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、改めて調査結果の報告を命じることがあります）。土壤汚染のおそれがある土地においては、計画的に事業を進める上でも、事前の調査実施と当該調査結果の提出を検討してください。

1.6 押印について

令和2年12月28日より法に基づく様式第六及び様式第七について押印が不要となりました（法第4条第2項に基づく調査結果に添付する同意書には自著いただくか、押印が必要となります）。

1.7 届出書類について

(1) 提出部数

届出書の正本・写しの計2部を提出してください。※写しは内容審査後に返却します。

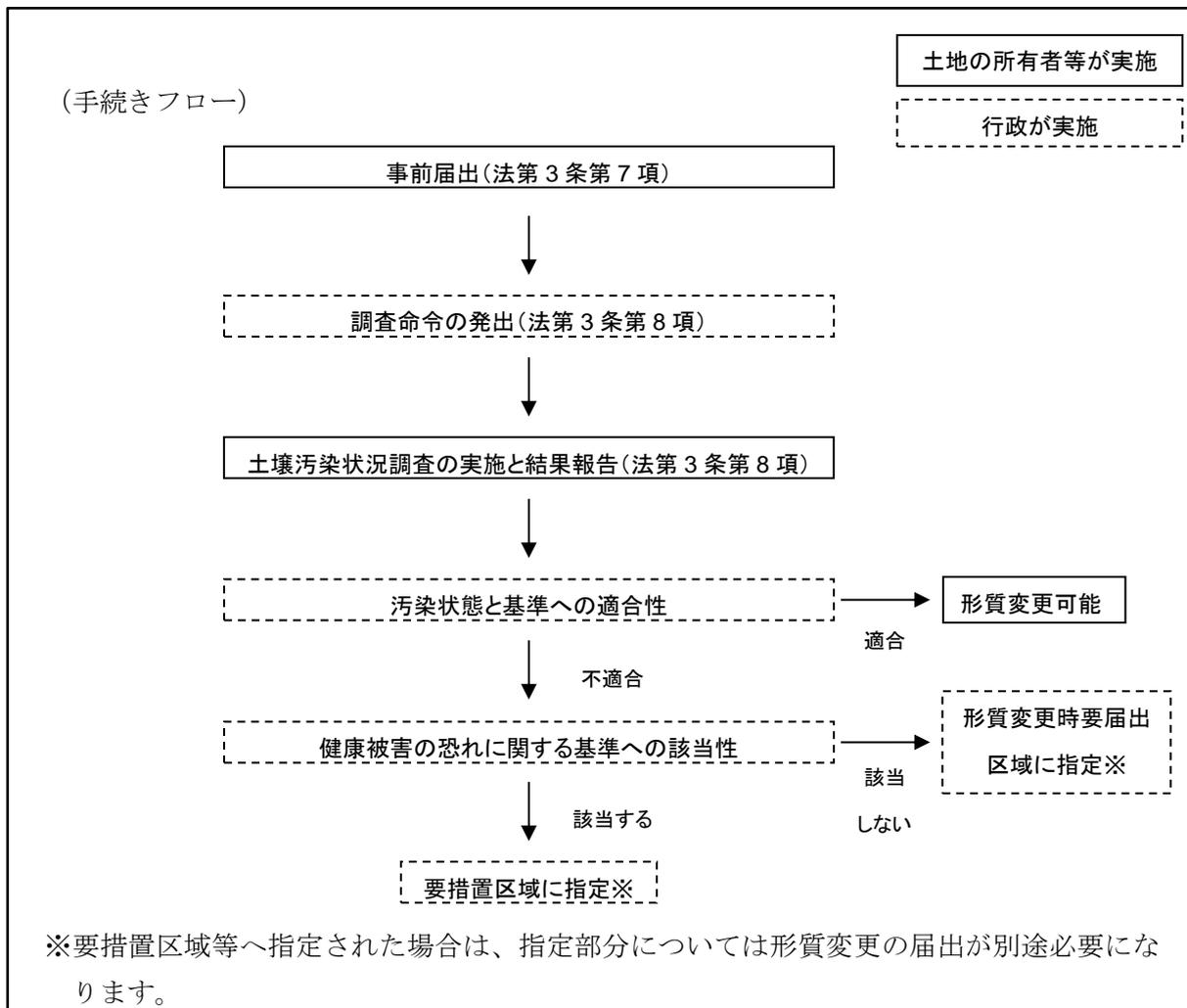
(2) 提出書類一覧（□）は必要な場合のみ提出）

I 届出書	
<input type="checkbox"/>	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）（※記入例①参照）
II 添付書類	
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更の場所に関する地番一覧表（※作成例①参照） →土地登記簿上の地番、土地所有者等名を記載してください。届出書に全筆記載できる場合は不要です。
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図 土地の形質の変更をしようとする場所の位置図又は案内図（※作成例②参照） →使用する地図は、著作権者より使用許可を得ているものとしてください
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更の詳細がわかる平面図（※作成例③参照） →掘削・盛土部分を明示してください。
<input type="checkbox"/>	各地番が明示された平面図 →公図の写し等
<input type="checkbox"/>	立面図及び断面図（※作成例④参照） →形質の変更の深さがわかるもの
<input type="checkbox"/>	有害物質使用特定施設の設置場所を示した図面（※作成例⑤参照）
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更の場所に関する土地の登記事項証明書の写し →最新（3か月以内）のものを添付してください
<input type="checkbox"/>	土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（届出者が当該土地の所有者等でない場合） →登記事項証明書の写し及び公図の写し（最新（3か月以内）のもの）、土地の売買契約書、土地の所有者等が発注者である工事の請負契約書又は同意書等、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等。（当該届出や法第4条第3項の命令が発出される可能性について、土地の所有者等に対して十分な説明を行ってください。）
<input type="checkbox"/>	委任状等の届出権限を有することを証明する書類 →法人においてその代表者以外（〇〇支店長等）が届出をする場合に提出が必要です。
III 土壤汚染状況調査の結果報告書（任意）	
<input type="checkbox"/>	土壤汚染状況調査結果報告書（様式第七）（※記入例③参照）
<input type="checkbox"/>	土壤汚染状況調査結果報告書（法に定める方法により行われた調査結果報告書）
<input type="checkbox"/>	土地所有者等の同意書（※作成例⑦参照） →報告者と当該土地の所有者等が異なる場合に必要です。土地の所有者等全員が指定調査機関に土壤汚染状況調査をさせ、調査結果を市長に提出することに同意していることがわかる書類を添付してください。
<input type="checkbox"/>	土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面（作成例⑧参照） →対象地の汚染の有無に関わらず作成してください。
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面（作成例⑨参照） →最大形質変更深さより 1.0m を超える深さについて試料採取等の対象としなかった場合は添付してください。
<input type="checkbox"/>	Appendix-18（地歴調査チェックリスト）、Appendix-25（土壤汚染状況調査結果概要等記入シート）

	→「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）より作成ください。
--	--

2.1 土壤汚染対策法第3条第7項に基づく届出について

法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の形質の変更は土壤の搬出等の規制がありませんでしたが（3,000㎡以上のものを除く。）、汚染土壤が存在する可能性が高く、汚染のある場所や深さ、帯水層の位置が不明な状態で土地の形質の変更や土壤の搬出等が行われた場合、地下水汚染の発生や汚染土壤の拡散の懸念がありました。そのような背景から平成31年4月1日の改正で、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該土地の形質の変更を行う場合は、事前の市長への届出が義務づけられました（法第3条第7項）。市長は届出を受けた場合は、必ず土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令を行い、土地の所有者等は土壤汚染状況調査及びその結果を報告する必要があります（法第3条第8項）。



2.2 届出の対象となる行為について

法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地で900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は届出の対象となります。

- ・土地の形質の変更とは土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削と盛土がその行為に該当します。
- ・形質変更の面積の合計については、同一の敷地に存在していなくても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか、個別の行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断します。面積を合計して900㎡以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為として当該届出の対象となります。
- ・以下に示す行為は届出が不要です。
 - ①土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満であり、かつ土壌を形質変更の対象となる土地の区域外に搬出せず、かつ土壌の飛散又は流出を伴わないもの。
 - ②鉱山関係の土地において行われる形質変更。
 - ③非常災害のために必要な応急措置として行う行為。

2.3 届出義務者について

当該届出の義務を負う者は、当該土地の所有者等になります。

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者になります。土地が共有物である場合は、共有者全てが該当します。

2.4 届出の時期について

届出は、土地の形質の変更の着手予定日の30日前までに行ってください。

- ・「着手予定日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含まれません。
- ・調査及び行政手続きに相当の期間を要するため事業計画に余裕をもつての届出をお願いします。

2.5 調査の報告について

報告書の提出は、調査命令の発出後に行ってください。

- ・法第3条第8項に基づく調査報告は、法第4条第2項に基づく調査報告と異なり、形質変更の届出に合わせて提出することはできません。
- ・なお土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から、当該命令が行われる前に指定調査機関が調査を行った場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができます。

2.6 届出書類について

(1) 提出部数

届出書の正本・写しの計2部を提出してください。※写しは内容審査後に返却します。

(2) 提出書類一覧（□）は必要な場合のみ提出

I 届出書	
<input type="checkbox"/>	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）（※記入例②参照）
II 添付書類	
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更の場所に関する地番一覧表（※作成例①参照） →土地登記簿上の地番、土地所有者等名を記載してください。届出書に全筆記載できる場合は不要です。
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図 土地の形質の変更をしようとする場所の位置図又は案内図（※作成例②参照） →使用する地図は、著作権者より使用許可を得ているものとしてください
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更の詳細がわかる平面図（※作成例③参照） →掘削・盛土部分を明示してください。
<input type="checkbox"/>	各地番が明示された平面図 →公図の写し等
<input type="checkbox"/>	立面図及び断面図（※作成例④参照） →形質の変更の深さがわかるもの
<input type="checkbox"/>	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地を示した図面（作成例⑥参照）
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更の場所に関する土地の登記事項証明書の写し →最新（3か月以内）のものを添付してください
III 土壤汚染状況調査の結果報告書	
<input type="checkbox"/>	土壤汚染状況調査結果報告書（様式第七）（※記入例③参照）
<input type="checkbox"/>	土壤汚染状況調査結果報告書（法に定める方法により行われた調査結果報告書）
<input type="checkbox"/>	土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面（作成例⑧参照） →対象地の汚染の有無に関わらず作成してください。
<input type="checkbox"/>	土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面（作成例⑨参照） →最大形質変更深さより 1.0m を超える深さについて試料の対象としなかった場合は添付してください。
<input type="checkbox"/>	Appendix-18（地歴調査チェックリスト）、Appendix-25（土壤汚染状況調査結果概要等記入シート） →「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）より作成ください。

記入例①

一定の規模以上の土地 届出日(受理された日)を記載してください。
 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

仙台市長 殿

P2【届出義務者】を参考に記入してください。

届出者 〇〇県〇〇市〇〇区△△〇丁目〇-〇〇〇〇
 〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

土地の形質変更を行う敷地の全ての地番を記入してください。対象地番が多数あり記載しきれない場合は、代表的な地番を記載し「外〇筆」と記入し、別添で地番一覧表を添付してください。

第3条第7項の封
 第4条第1項の封

おとり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地 地番: 仙台市〇〇区△△〇丁目〇番〇外△筆
 詳細は別添1「土地の形質の変更の地番一覧表」とおり
 位置図は別添2のとおり

土地の形質の変更の場所 別添3、4のとおり
 掘削と盛土を分けて記入してください。

土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ 掘削: 〇, 〇〇〇㎡ 盛土: 〇, 〇〇〇㎡ 合計〇, 〇〇〇㎡
 深さ: 〇〇.〇m

土地の形質の変更の着手予定日 20〇〇年〇〇月〇〇日
 P2【届出の期限】を参考に、届出日から30日後以降の日付であることを確認してください。
 (4月19日届出の場合、5月20日以降)

法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	

現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	〇〇〇〇株式会社研究センター
	有害物質使用特定施設の種類	No.1、No.3 : 〇〇の〇 〇〇施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	地番: 仙台市〇〇区△△〇丁目〇番〇 別添3、5のとおり
該当する場合は記載してください	特定有害物質の種類	六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例②

一定の規模以上の土地の形質 届出日(受理された日)を記載してください。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

仙台市長 殿

P6【届出義務者】を参考に記入してください。

届出者 〇〇県〇〇市〇〇区△△〇丁目〇-〇〇〇〇
 〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

土壤汚染対策法 第3条第7項 ~~第4条第1項~~の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	地番: 仙台市〇〇区△△〇丁目〇番〇外△筆 詳細は別添1「土地の形質の変更の地番一覧表」とおり 位置図は別添2のとおり	
土地の形質の変更の場所	別添3、4のとおり	掘削と盛土を分けて記入してください。
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	掘削: 〇, 〇〇〇㎡ 盛土: 〇, 〇〇〇㎡ 合計〇, 〇〇〇㎡ 深さ: 〇〇.〇m	
土地の形質の変更の着手予定日	20〇〇年〇〇月〇〇日	法第3条第7項の届出の際は、記入してください。
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	〇〇〇〇株式会社研究センター
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	地番: 仙台市〇〇区△△〇丁目〇番〇、〇番〇 別添6のとおり
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

土地の形質の変更の地番一覧表

No.	所在地(地番)		地目	土地所有者の氏名
1	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 1	宅地	△△△株式会社
2	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 2	宅地	△△△株式会社
3	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 3	宅地	××株式会社
4	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 4	宅地	××株式会社
5	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 5	宅地	××株式会社
6	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 6	宅地	××株式会社
7	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 7	宅地	××株式会社
8	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 8	山林	仙台太郎
9	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 9 地先	道路敷	仙台市
10	仙台市〇〇区〇〇町 〇丁目	〇番 10 地先	水路敷	仙台市

別添の土地登記簿の内容を一覧にまとめてください。道・水路敷も記載してください。

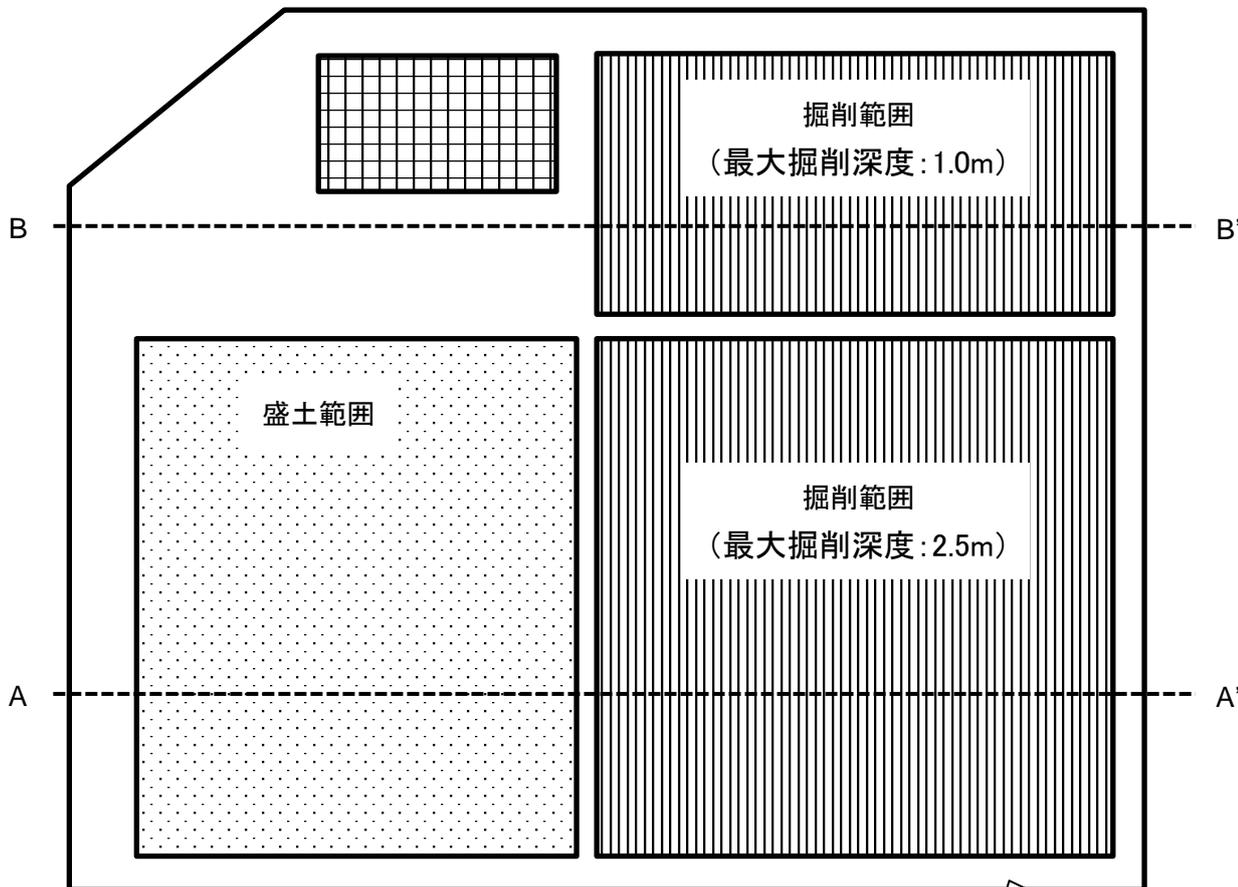
土地の形質の変更の場所に関する位置図



出典：国土地理院ウェブサイト
標準地図を加工して作成

- ・対象地がわかるように明示してください。
- ・著作権者より許可を得ている地図をご利用ください。
- ・利用規約等を遵守し資料を作成してください(例は地理院地図利用)。
- ・添付された図面は開示請求の際に対象文書となります。開示された場合に支障のある建物名等は記載しないでください。

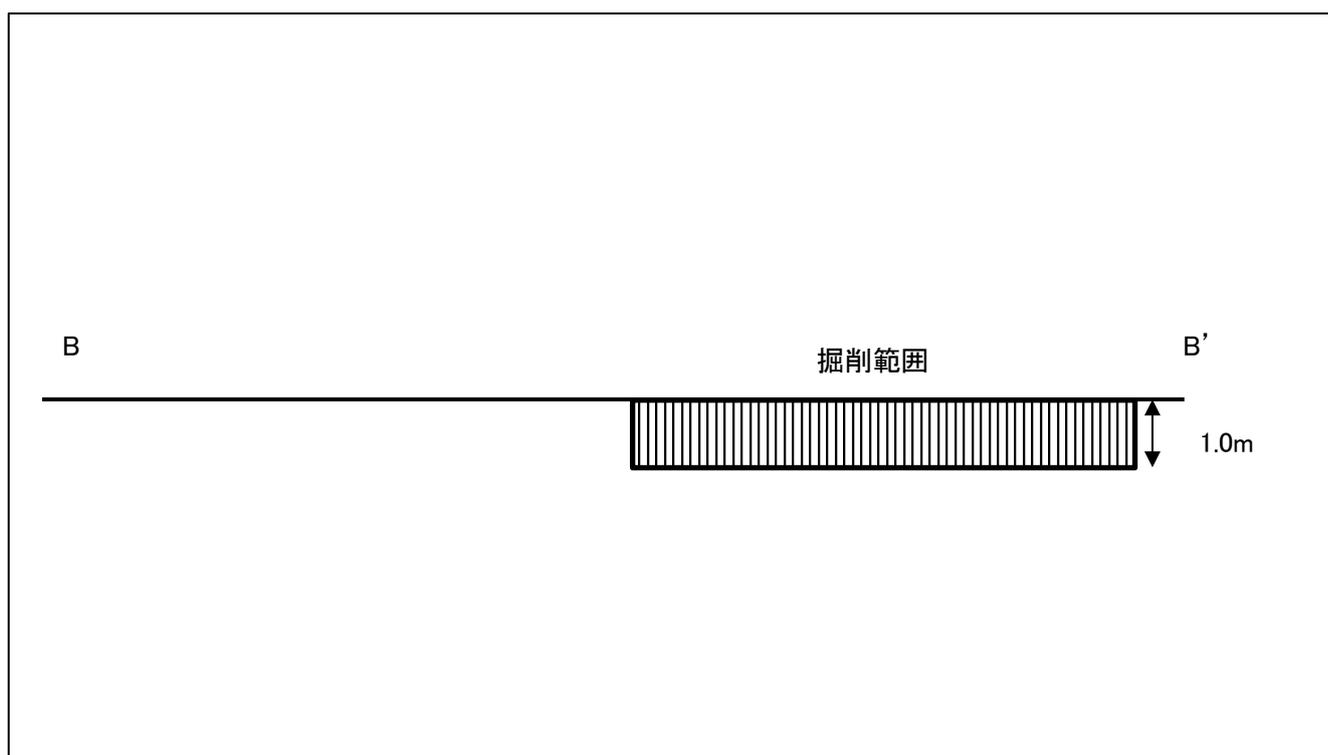
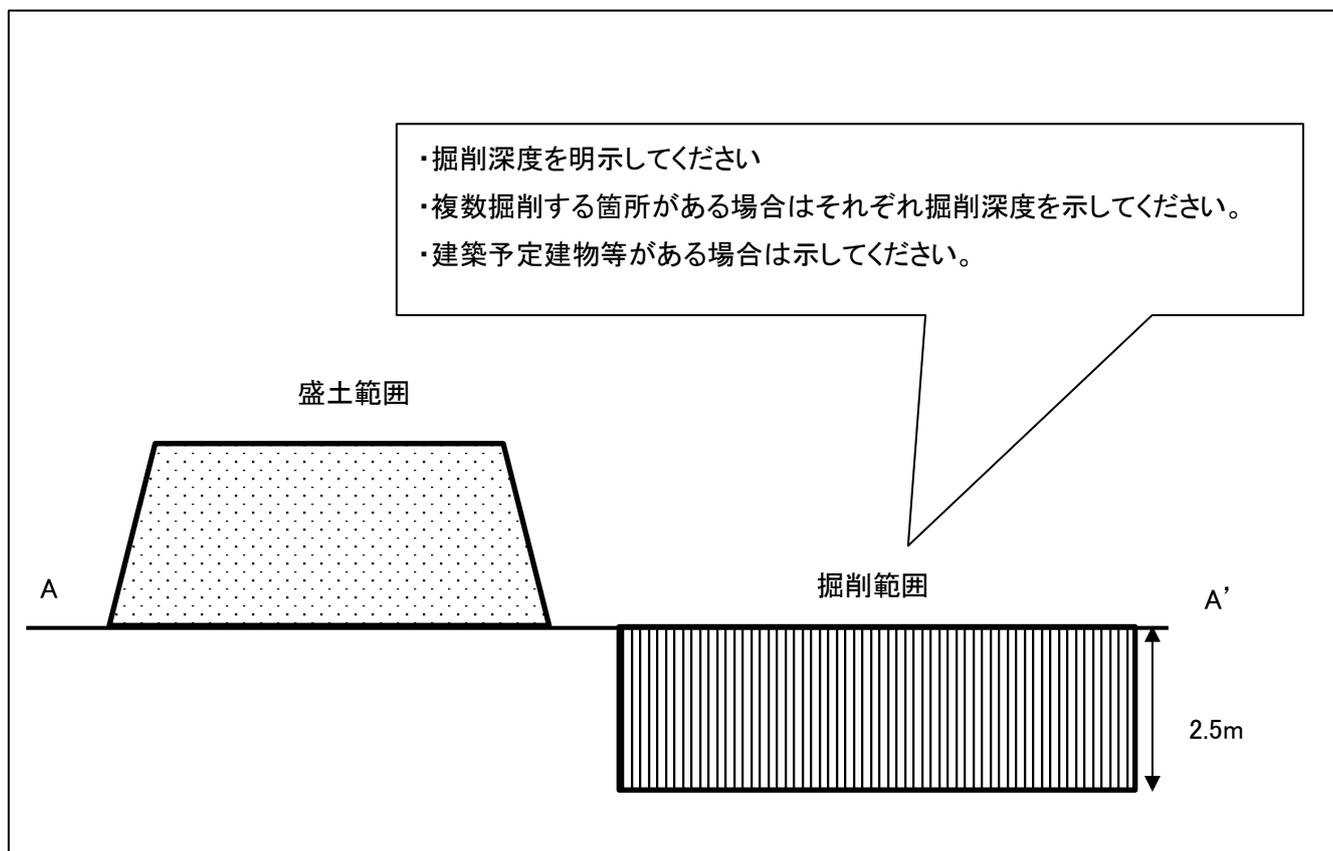
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図



凡例	
敷地全体	: 4,000m ²
掘削	: 2,000m ²
盛土	: 1,500m ²
	: 有害物質使用特定施設の設置場所

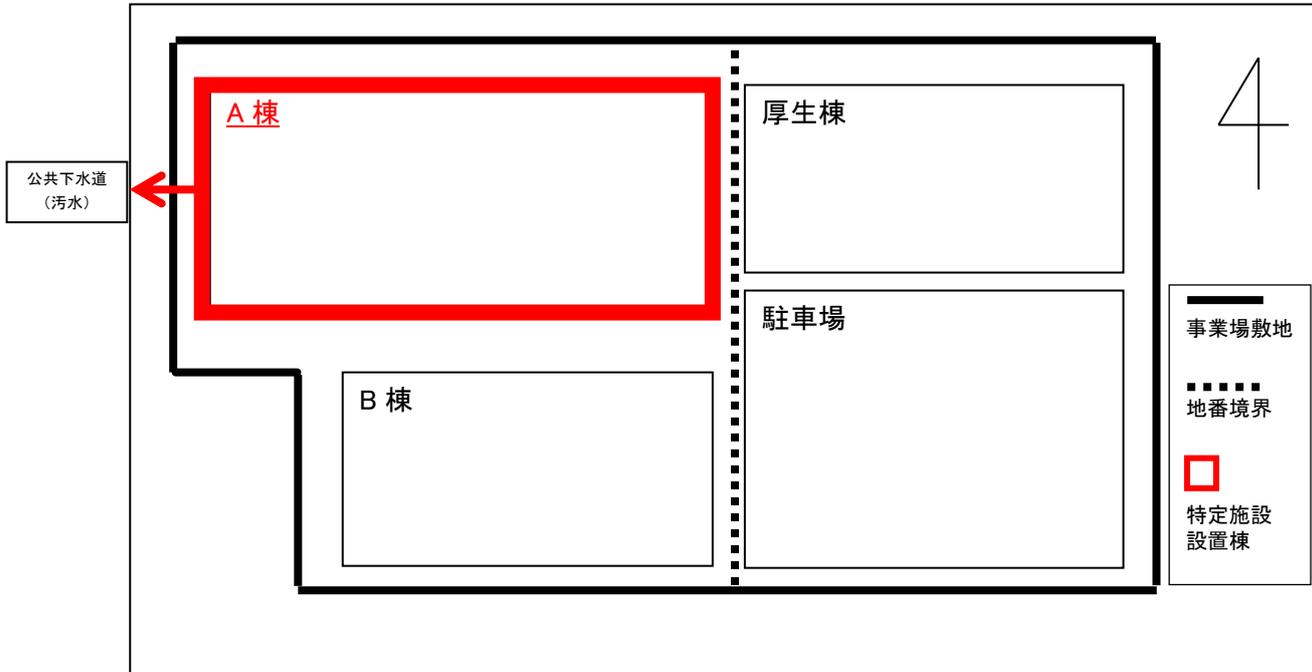
- ・造成計画平面図や建物配置図等を加工して作成してください。
- ・掘削・盛土を分けて明示してください(掘削・盛土が未定の場合は掘削として届出することができます)。
- ・掘削部最大深度を明示してください。
- ・工事の途中で計画変更により形質の変更をする可能性がある土地等がある場合はその土地を含め広めに届出してください。
- ・工事後の地盤面が工事前の地盤面より高くなる場合でも、工事の際掘削を行う場所(例: 既存基礎の撤去や基礎設置のための根切り等)は掘削として計上してください。
- ・アスファルトを敷く・剥がす行為もそれぞれ盛土・掘削に該当します。
- ・現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地においては有害物質使用特定施設の設置場所も明示してください。

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした立面図・断面図

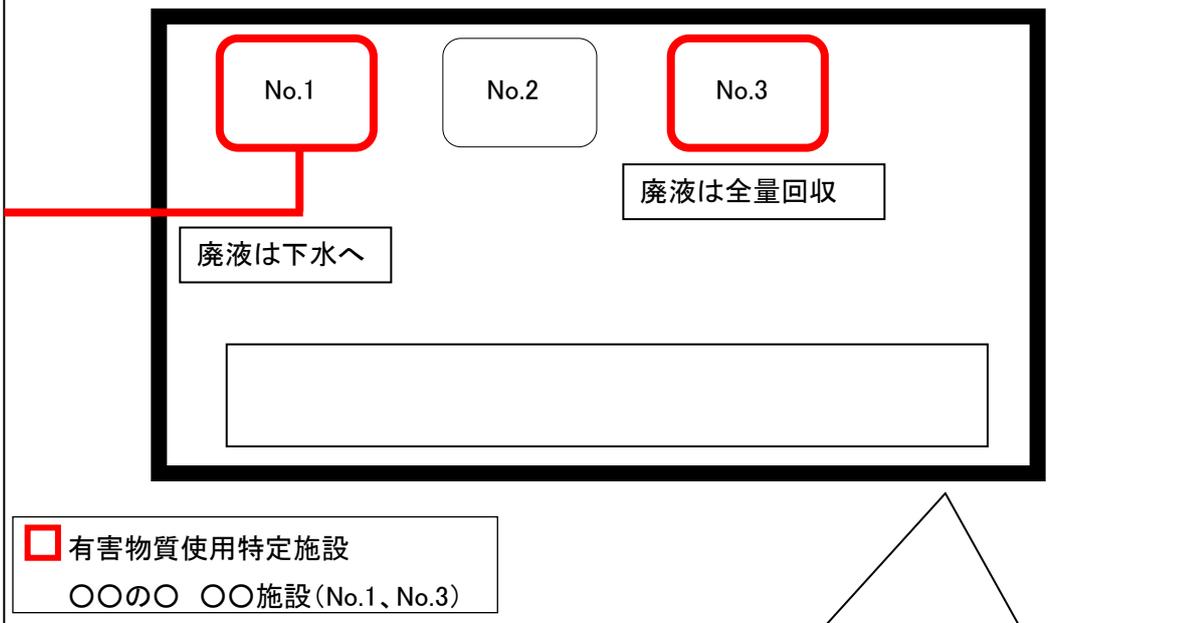


特定施設の設置場所

〇〇〇〇株式会社研究センター（地番: 仙台市〇〇区△△〇丁目〇番〇）



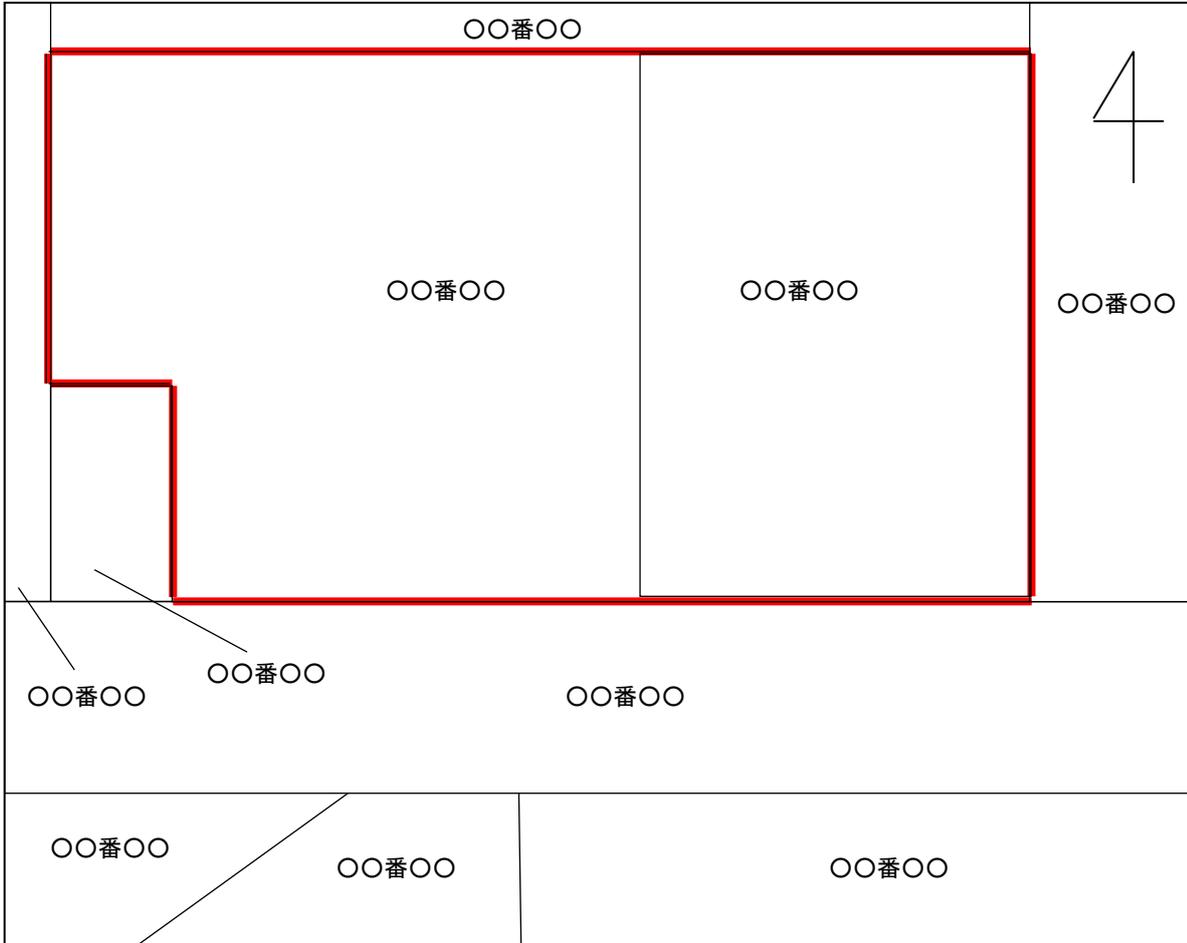
A 棟内施設配置



- ・水質汚濁防止法等の届出に用いた図面等を加工し作成してください。特定施設から排水が流れる配管がある場合は明示してください。
- ・添付された図面は開示請求の際に対象文書となります。開示された場合に支障のある建物名等は記載しないでください。

工場又は事業場の敷地であった土地の所在地

地番: 仙台市〇〇区△△〇丁目〇〇番〇〇、〇〇番〇〇



工場又は事業場の敷地

- ・敷地がわかるように明示してください。
- ・敷地図面に地番を記入してください(公図の対象地番部分をマークして作成しても結構です)。

同意書

・報告者と異なる土地所有者等が複数いる場合は、土地所有者等ごとに同意書を作成ください。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

仙台市△△区△△町△丁目△番△

△△株式会社

代表取締役社長 △△ △△ 印

同意書については、自著いただくか、押印が必要となりますのでご注意ください。

下記の事項について、同意します。

<input checked="" type="checkbox"/>	土壌汚染対策法第4条第2項に基づき指定調査機関に調査させ、調査結果を仙台市長に提出することに同意します。
-------------------------------------	--

土地の所在地: 仙台市〇〇区△△〇丁目〇番〇(住居表示)

仙台市〇〇区△△〇丁目〇番〇、〇番〇(地番)

記入例③

様式第七(第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十七条の二第一項関係)

土壤汚染状況調査結果報告書

報告日(受理された日)を記載してください。
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

仙台市長 殿

P2【届出義務者】を参考に記入してください。

報告者 〇〇県〇〇市〇〇区△△〇丁目〇-〇〇〇〇
〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇
(電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

~~第3条第8項の命令に係る調査~~
土壤汚染対策法 第4条第2項の調査 を行ったので、同項の規定により、次のとおり
~~第4条第3項の命令に係る調査~~
報告します。

該当する場合は、当該命令文書の日付を記載ください

法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日	
土壤汚染状況調査を行った場所	住所: 仙台市〇〇区△△〇丁目〇番〇号 地番: 仙台市〇〇区△△〇丁目〇番〇外△筆
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	各区画の最大形質変更深さの1mを超える深度は試料採取の対象外とした。 特定有害物質の種類: 〇〇〇及びその化合物 詳細は別添のとお
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	〇〇〇〇、〇〇〇及びその化合物、〇〇〇及びその化合物
土壤汚染状況調査の結果	土壤汚染が確認された 〇〇〇及びその化合物 溶出量基準超過 詳細は別添のとお
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇 計量証明事業登録番号(〇〇〇第〇〇〇号)
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇 土壤汚染対策法指定調査機関(指定番号: 〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇)
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	〇〇 〇〇(交付番号 第〇〇〇〇〇〇〇号)
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	△△株式会社 代表取締役社長 △△ △△

試料採取の深さの限定を行った場合は、記載ください。また、添付図面にその位置を明示ください。

地歴調査において汚染のおそれが多い、汚染のおそれが少ないと判断された特定有害物質を記載ください。

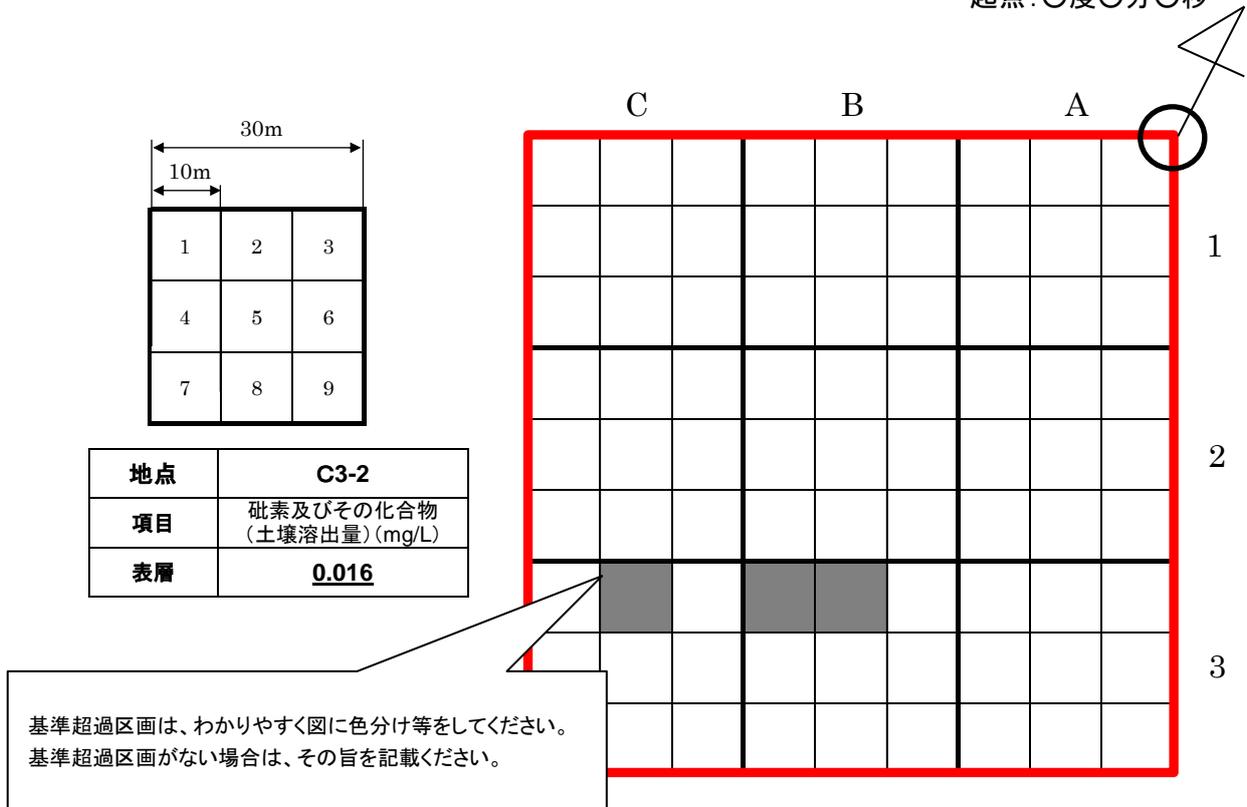
該当する場合は、土地所有者等の名称を記載ください。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

作成例⑧

土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

起点: 〇度〇分〇秒

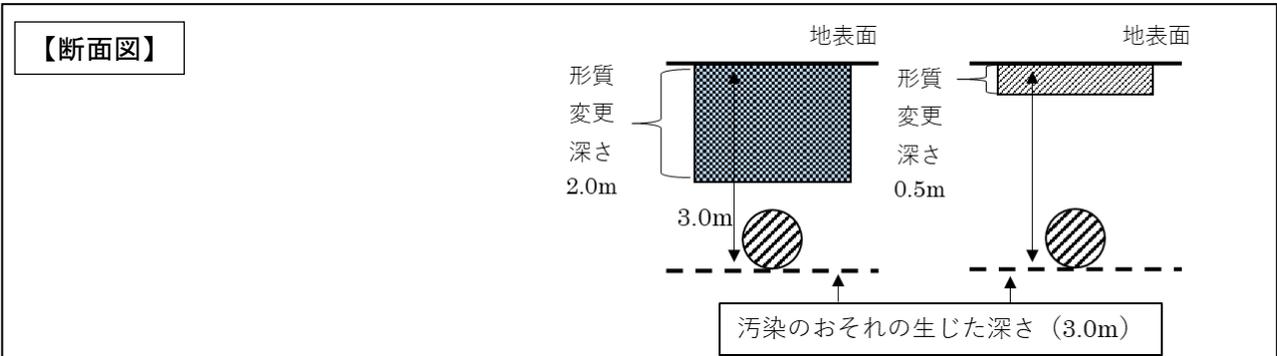
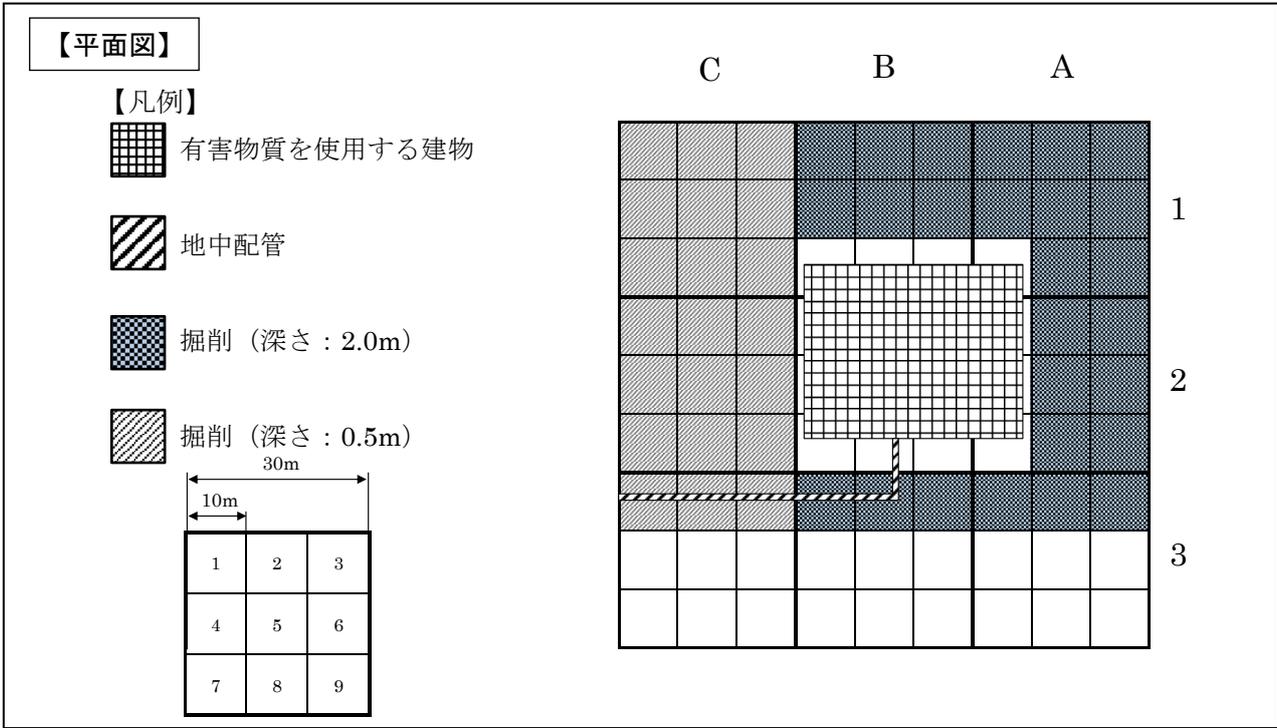


地点	B3-1
項目	鉛及びその化合物 (土壤含有量)(mg/kg)
表層	<u>200</u>
配管下 GL-3.0m	<u>250</u>

地点	B3-2
項目	鉛及びその化合物 (土壤溶出量)(mg/kg)
表層	<u>180</u>
配管下 GL-3.0m	<u>200</u>

【凡例】	
	調査対象範囲
	10m 格子
	30m 格子
	基準超過区画

土地の形質の変更の深さ及び汚染のおそれがある深さを明らかにした図面



【土壌調査の試料採取の対象とした深度】

形質変更する区画	最大形質変更深さ	汚染のおそれの生じた深度	表層調査の試料採取深度
A1-1,2,3,4,5,6,8,9 A2-2,3,5,6,8,9 A3-1,2,3	2.0 m	表層	0~0.5 m
B1-1,2,3,4,5,6 B3-3			
B3-1,2			
C1-1,2,3,4,5,6,7,8,9 C2-1,2,3,4,5,6,7,8,9	0.5 m	表層	0~0.5 m
C3-1,2,3	0.5 m	表層、GL-3.0m	0~0.5 m (1.5 mを超える深さは試料採取対象外とした)

※各単位区画の土地の形質の変更深さ、汚染のおそれがある深さ及び特定有害物質の種類等については、Appendix-25（深さが限定された土壤汚染状況調査結果の記入シート）にまとめていただいても構いません。

土壤汚染対策法に規定される指定基準等一覧

令和3年4月1日現在

特定有害物質の種類(法第2条)		指定基準(法第6条第1項第1号)		地下水基準 (施行規則別表第2) (単位:mg/L)
		土壤溶出量基準 (単位:mg/L)	土壤含有量基準 (単位:mg/kg)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下		0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下		0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下		0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下		0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下		0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下		0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下		0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下		0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下		0.01 以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物		0.003 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下	検出されないこと
水銀及びその化合物		0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物		1 以下	4,000 以下	1 以下
第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)	シマジン	0.003 以下		0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下		0.02 以下
	チウラム	0.006 以下		0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと		検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと		検出されないこと